

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月6日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理 者 城 間 幹 子

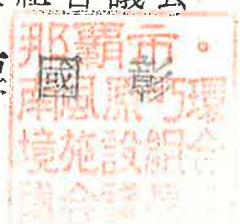
(提案理由)

地方公務員法第24条第5項(昭和25年法律第261号)に基づき、本組合の那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について、再任用短時間勤務職員に関する所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

平成31年2月6日原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 粟



那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年2月23日条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(1週間の勤務時間) 第2条 [略] 2 [略]	(1週間の勤務時間) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</u>
3 管理者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により <u>前2項</u> の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする勤務時間を別に定めることができる。	4 管理者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により <u>第1項及び第2項</u> の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする勤務時間を別に定めることができる。
(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。	(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 管理者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

2 管理者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤

<p>(年次有給休暇)</p> <p>第9条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
--	---

備考

- 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。